

岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画（第4期）（案）概要

1 計画の概要

本計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、国が定める基本的な方針に即して、県が策定する計画である。

第3期計画（平成27～31年度）の実績を検証するとともに、ひとり親家庭等の現状を分析し、学識経験者、就労・企業の関係者、母子・父子福祉団体等からの意見を踏まえ、年々複雑、多様化していくひとり親家庭等を取り巻く環境に対応した自立支援のあり方について、第4期計画として取りまとめるものである。

2 計画の期間

5年間（令和2～6年度）

3 第4期計画における基本理念及び施策の柱

【基本理念】

岐阜県のひとり親家庭等の誰もが、主体的に自らの力を発揮していきいきと生活し、安心して子育てや仕事ができる社会づくりをめざします。

【施策の柱】

- (1) 相談機能及び情報提供の強化
- (2) 就業支援の促進
- (3) 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進
- (4) 子育て支援及び生活支援
- (5) 経済的支援
- (6) 地域における活動の促進

施策の体系

基本理念

施策の柱

施策の方向性

岐阜県のひとり親家庭等の誰もが、主体的に自らの力を発揮していきいきと生活し、安心して子育てや仕事ができる社会づくりをめざします。

1 相談機能及び情報提供の強化

ひとり親家庭等の子育てや就業等に関する悩みについて相談を受け、支援サービス等の情報を提供するとともに、支援実施機関と連携をとることにより相談機能の強化を図ります。

2 就業支援の促進

ひとり親等が安定した収入を得ることにより経済的に自立した生活ができるよう、資格取得を目指す講習会の開催や、就業情報の提供を実施します。

3 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

ひとり親の児童の養育費を確保できるよう、支援を行うとともに、児童の健やかな成長に資するため面会交流の取り決めの促進を促します。

4 子育て支援及び生活支援

ひとり親等が安心して子育てと就業を両立できるよう、保育サービスの充実による子育て支援を図るとともに、ひとり親家庭等が利用する学習支援や子ども食堂に対する支援の充実を図ります。

5 経済的支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進のため、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付などを行うことにより、ひとり親家庭等の経済的支援を行うとともに、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を実施します。

6 地域における活動の促進

ひとり親家庭等が自らの力を発揮し、いきいきと生活していくために、それぞれの地域における取組を支援し、地域活動への参加促進や支援の充実を図り、ひとり親家庭等を地域で支える体制づくりを目指します。